

AMCoR

Asahikawa Medical University Repository <http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/>

看護研究集録（2014.12）平成25年度:113.

Diabetic foot—診断・治療のUpdate「5. 足病変治療における特定看護師の役割」

日野岡 蘭子

Diabetic foot—診断・治療の Update

「5. 足病変治療における特定看護師の役割」

旭川医科大学病院 看護部 日野岡蘭子

近年、チーム医療の必要性が広く認知されてきており、チーム医療の実践から成果を確実に上げている施設が増加している。ここでは皮膚・排泄ケア認定看護師で、看護師特定能力認証制度試行事業対象看護師が、主に下肢慢性創傷において組織の中でどのように活動しているかを述べる。

超高齢化社会の到来に伴い今後の医療をどう支えるかという課題に対するひとつの方策として、平成22年に始まった厚労省におけるチーム医療推進会議での検討を経て、現在看護師特定能力認証制度の法制化が進んでいる。診療の補助の範囲内での特定行為を、医師の包括的指示のもと実施するものである。

皮膚・排泄ケア分野では、高まる慢性創傷へのニーズが想定されている。特に下肢慢性創傷における創傷管理では切断を回避するための早期介入が望まれている状況がある。糖尿病患者や、それに伴う透析患者の急速な増加により、いわゆる閉塞性動脈硬化症の治療対象者は10万～15万人とも推測されているが、実際の治療を受けているのは80000人前後であると言われ、それ以外は足病変が重症になってからの介入となっており医療費も増大の一途をたどっている¹⁾。このような背景のもと検討されている看護師特定行為認証制度であるが、期待される結果として医師の負担軽減及び、創傷の高度アセス

メントを行い、デブリードマンなど早期治療を促すための積極的な介入による創の重症化予防と早期治療への移行である。

足病変の創傷管理における看護師特定行為認証制度の役割として、以下の4項目を挙げたい。①重症虚血の術前の患者に新たな創をつくらぬよう細心の注意を払って予防的フットケアを実施すること ②血行再建術後、また筋皮弁を行った患者に対して、術後の創傷管理を行うこと ③術後の患者に対して、創が治る状態をイメージし、歩くことを目標とし予防的フットケアを行うこと ④それぞれの実施項目について、必要なリソースを検討し調整すること、であると考えている。この4項目に沿っての実践内容と成果を述べる。

これらは、看護師として何ができるかを考える項目であり、この項目においてどう業務拡大を図りチームとして医師、多職種と協働していくのか、また、糖尿病看護認定看護師をはじめとした他の看護職員とどう協働し情報の共有と統合を行っていくのかを、実践を通して今後明らかにしていく必要があると考える。